

**令和 7 年度 麻生区農と環境を活かしたまちづくり運営支援業務委託に関する
プロポーザル実施要領**

1 件 名

令和 7 年度 麻生区農と環境を活かしたまちづくり運営支援業務委託

2 契約期間

契約締結日から令和 8（2026）年 3 月 25 日（水）まで

3 履行場所

麻生区内ほか

4 業務内容

令和 7 年度 麻生区農と環境を活かしたまちづくり運営支援業務委託 仕様書 のとおり

5 業務規模概算額

3,707,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記金額は、契約時の予定金額を示すものではなく、上限を示すものです。

6 参加資格

参加できる者は次の要件をすべて満たしていることとします。

- （1） 申請時点において、川崎市の競争入札参加資格を有する登録業者であること
- （2） 申請時点において、令和 7・8 年度川崎市業務委託有資格業者名簿の委託業種一覧で「12：建設コンサルタント・12：都市計画及び地方計画部門」と「20：調査・測定・99：その他の調査・測定」について登録されている者であること
- （3） 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- （4） 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと

7 募集及び選定のスケジュール

募集及び選定に関するスケジュールは以下のとおりとします。

参加意向申出書の提出受付期間	令和 7 年 2 月 26 日（水）から 3 月 6 日（木）
参加資格確認結果の通知	令和 7 年 3 月 7 日（金）
質問の受付期間	令和 7 年 3 月 7 日（金）から 3 月 13 日（木）
質問の回答	令和 7 年 3 月 17 日（月）
提案書等の提出	令和 7 年 3 月 21 日（金）
企画提案会（プレゼンテーション）	令和 7 年 3 月 27 日（木） 予定
選考結果通知	令和 7 年 3 月下旬頃予定
契約の締結	令和 7 年 4 月上旬頃予定

8 書類の提出先及び問合せ先

部署・担当者 麻生区役所まちづくり推進部企画課 渡部・川久保

所在地 〒 2 1 5－8 5 7 0 麻生区万福寺 1－5－1
電話番号 0 4 4－9 6 5－5 2 7 1
メールアドレス 73kikaku@city.kawasaki.jp
受付時間 午前 9 時から午後 5 時（閉庁日及び正午から午後 1 時を除く）

9 参加意向申出及び参加資格確認

本業務に関する公募型プロポーザルに参加を希望する場合は、「7 募集及び選定のスケジュール」記載の参加申出書提出期間内に、別紙「参加意向申出書」（様式 1）に必要事項を記入し、「8 書類の提出先及び問合せ先」記載の担当部署宛に持参又は郵送（※受付期日必着）で提出してください。

参加意向申出書を提出された事業者には、本市で内容を確認した上で、「7 募集及び選定のスケジュール」記載の参加資格確認結果通知の期日までに、「参加資格確認結果通知書」（様式 2）を電子メールで通知いたします。

10 質問書の受付・回答

（1）受付期間

「7 募集及び選定のスケジュール」記載の期日

（2）質問書の様式

質問書（様式自由）により提出してください。

（3）質問の受付方法

持参又は郵送にて提出してください。提出は、「8 書類の提出先及び問合せ先」と同様です。

（4）回答方法

後日、川崎市麻生区役所ホームページで回答を公開します。

単なる意見、要望又は本事業と直接関係ないと本市が判断したもの等については、回答しない場合があります。

11 応募方法・提出書類

公募型プロポーザルにおいて提案書の提出を希望する者は、「7 募集及び選定のスケジュール」記載の企画提案書等提出期間内に、「8 書類の提出先及び問合せ先」記載の担当部署宛に持参又は郵送（※受付期日必着）で提出してください。

（1）提出書類

- ア 企画提案書（様式自由。A 4 版縦横どちらでも可） 8 部
- イ 業務実施体制（様式 3） 8 部
- ウ 予定技術者経歴等（様式 4） 8 部
- エ 業務実施スケジュール（様式自由） 8 部
- オ 見積書（仕様書に示す業務内容項目との関係がわかる形式） 8 部（原本 1 部、写し 7 部）
- カ 会社概要・業務実績等がわかるもの（パンフレット等） 8 部

（2）提出書類の取扱

- ア 提出書類は返却いたしません。
- イ 提出期限後は、申請書類の差替え、変更又は追加は認めません。
- ウ 提出書類の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。
- エ 提出書類の作成に係る費用は、事業者の負担とします。

オ 提出書類は、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）の規定に基づき、開示請求されたときは、公にすることにより、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象となります。ただし、提案選定期間中は、同条例第8条第1項第4号の規定に基づき、開示の対象となりません。

1.2 提案資格の喪失

次の各号のいずれかに該当するときは、提案資格を喪失します。

- (1) 6の各号を満たさないとき
- (2) 提案書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

1.3 応募の辞退

申請書類を提出した後に企画提案を辞退される場合は、持参又は郵送により辞退届を提出してください。

受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）

1.4 受託候補者の選定方法

応募受付期間終了後、企画提案会（プレゼンテーション）を実施し、提出された書類に基づき、本市が設置するプロポーザル評価委員会において審査し、受託候補者を選定します。

- (1) 日時
令和7年3月27日（木）※予定
（詳細については、各提案事業者へ別途通知いたします。）
- (2) プレゼンテーション
提出された企画提案書等に基づき、各事業者30分程度（説明20分、質疑応答10分程度）
説明は提出された企画提案書をスクリーンに表示した状態で実施します。

1.5 提案内容の評価

次の項目に基づき行い、最高得点を得た者を本委託業務の受託候補者とします。

ただし、採点の結果、基準点（採点した全評価委員の合計点の6割）に満たない提案は選定しないものとします。

なお、採点の結果、最高得点の提案が複数あった場合（同点の場合）は、提案内容の《まちづくりの基本的な方向性》による評価点数の高い提案者を選定します。それでも決定しない場合は、業務規模概算額内で、最も低い金額を提示した提案者を選定する等委員の協議により最終順位を決定します。

- (1) 提案内容

《麻生区の農と環境の特性に対する理解》

- ・麻生区の農業に関わる現状と課題を的確に捉えているか。
- ・麻生区の自然環境に関わる現状と課題を的確に捉えているか。

《まちづくりの基本的な方向性》

- ・「黒川地域 農と環境を活かしたまちづくり 実施計画書」との整合性は取れているか。
- ・市制100周年での取組成果をレガシーとしてさらなる発展の期待が感じられるか。

- ・ イベント等取り組みのコンセプトが明確で、区民の視点で理解することが容易か。
- ・ 麻生区の特性や既存の計画を踏まえた上で、イベント等取組の内容について独創性・提案者の強みがあるか。

《効果的・効率的運営》

- ・ 地域活性化及び地域交流の視点から有効性のある提案か。
- ・ 経費とその効果を考慮した提案となっているか。
- ・ 黒川地域、岡上地域及び早野地域における継続性（将来性）のある提案となっているか。

（２）業務遂行体制

- ・ 本業務の遂行に必要な経営能力（組織・人員）及び実績を有しているか。

（３）技術者評価

- ・ 同種又は類似業務の実績、業務に資する経歴・活動経験などを有しているか。
- ・ 提案内容等から業務に対する意欲・積極的であるか。

１６ 選考結果通知

選考結果については、令和７年３月下旬頃に提案事業者すべてに電子メールで通知します。

１７ その他

- （１） 選考結果の通知後、速やかに選定された事業者と契約を締結します。
- （２） 契約書作成等に係る費用は、事業者の負担とします。
- （３） 契約保証金
川崎市契約規則（昭和３９年川崎市規則第２８号）第３３条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の１０パーセントを納付する必要があります。
- （４） 契約書作成の要否
必要とします。
- （５） 契約条項等の閲覧
川崎市契約規則等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。
(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)
- （６） 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。